

第1章 総 説

1 川口市の概要

(1) 位置・地勢

川口市は、北は県庁所在地であるさいたま市に、南は首都東京に隣接し、埼玉県南の玄関口として都心から 10～20 km 圏内に位置している。

市内には国道 122 号や東北自動車道、首都高速川口線が南北を縦断、東京外環自動車道が東西を横断している。さらに、JR 京浜東北線・JR 武蔵野線・埼玉高速鉄道線がほぼ三角形を形成するように通っており、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっている。

本市はかつて、川口駅周辺に鋳物工場などが集中して立地していたが、昭和 40 年代後半の第一次オイルショック以降、工場の移転や廃業が相次ぎ、その跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅周辺から郊外に広がっていった。このような状況から、本市ではベッドタウン化が進み、人口が集積していき、平成 23 年 10 月には、旧鳩ヶ谷市と合併し、現在の市域を形成している。



(2) 交 通

鉄道路線は、市の南西部を北西にＪＲ京浜東北線が通っており、東京駅から川口駅までは快速で９分、２５分で達する。市の北部には東西にＪＲ武蔵野線が通っており、東川口駅で市の中央部を南北に走る埼玉高速鉄道線（ＳＲ線）と交わっている。

バス路線は、市内および市周辺のＪＲ・ＳＲ各駅を基点として約１００系統あり、市役所、支所、社会福祉施設等の公共施設や駅、医療機関等を結ぶコミュニティバスも運行されている。

さらに、自動車道路網は、市中央を南北に産業道路、国道１２２号、東北自動車道および首都高速川口線が、市北部を東西に国道２９８号および外かく環状道路が貫通しており、なかでも川口ジャンクションは東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっている。

(3) 産 業

大消費地である首都東京に隣接していることを背景に、鋳物や木型・機械を中心とする「ものづくり」の伝統が根付き、関連する様々な金属加工技術などの基盤的技術産業が集積している。近年は、産業構造の変化や国際的な競争の激化等の状況下、伝統的な産業都市として、日本のものづくりにおいて、重要な役割を求められている。

また、植木など花き生産や造園の緑化産業は本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は海外への普及にも努め、国内外での知名度が高い。さらに、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として、産業界と行政が緊密に連携しながら発展し、中小企業の集積が進んだ。他方、医療・福祉産業をはじめとした市民生活に密着したサービス産業の増加など、本市の産業構造は大きく変化しつつあり、映像関連産業を核とした次世代産業の創出・集積も進展している。

(4) 人 口

明治時代末期から鋳物産業の隆盛に伴い、地域が飛躍的発展をとげ、「鋳物の街川口」として全国に知られるようになり、とりわけ昭和８年の市制施行以降、産業を支える労働者等の転入により、人口は増加を続ける。

昭和４０年代後半の第一次オイルショックの後、川口駅周辺に集中していた鋳物工場は、工場移転や廃業が相次いだ。その工場跡地には都心へのアクセスの良さからマンションが建設され、さらに市街地は川口駅から郊外に広がり、ベッドタウン化が進む。

近年では、川口駅周辺をはじめとして、タワーマンションなども建設され、本市の人口は平成３０年には６０万人を突破した。

◎人口の推移

年	世帯	人口			面積 (K m ²)	1 平方km当たり		資料
		計	男	女		世 帯	人 口	
昭和 8 年 4 月	9, 103	45, 573	—	—	19. 4	469	2, 349	市制施行時
10 10	10, 245	53, 716	29, 085	24, 631	〃	528	2, 769	国勢調査
15 10	18, 439	97, 115	51, 665	45, 450	48. 64	379	1, 997	〃
20 10	21, 168	97, 709	47, 550	50, 159	〃	435	2, 009	終 戦 時
22 10	24, 943	116, 007	58, 140	57, 867	〃	513	2, 385	国勢調査
25 10	26, 024	124, 783	62, 593	62, 190	〃	535	2, 565	〃
30 10	26, 901	130, 599	66, 372	64, 227	42. 44	634	3, 077	〃
35 10	38, 157	170, 066	87, 935	82, 131	48. 04	794	3, 540	〃
40 10	64, 015	249, 112	129, 233	119, 879	55. 66	1, 150	4, 476	〃
45 10	85, 639	305, 886	157, 290	148, 596	〃	1, 539	5, 496	〃
50 10	104, 301	345, 538	176, 587	168, 951	〃	1, 874	6, 208	〃
55 10	122, 400	379, 360	192, 830	186, 530	〃	2, 199	6, 816	〃
60 10	131, 910	403, 015	204, 587	198, 428	〃	2, 370	7, 241	〃
平成 2 年 10 月	155, 190	438, 680	224, 779	213, 901	55. 71	2, 786	7, 874	〃
7 10	166, 284	448, 854	229, 073	219, 781	55. 75	2, 983	8, 051	〃
12 10	179, 023	460, 027	235, 011	225, 016	〃	3, 211	8, 252	〃
17 10	193, 641	480, 079	246, 310	233, 769	〃	3, 473	8, 611	〃
22 10	209, 534	500, 598	255, 780	244, 818	〃	3, 758	8, 979	〃
27 10	245, 830	578, 112	292, 067	286, 045	61. 95	3, 968	9, 332	〃
令和 2 年 10 月	267, 141	594, 274	299, 238	295, 036	〃	4, 312	9, 593	〃

◎住民基本台帳に外国人登録を加えた人口の推移

年	世 帯	人口			面積 (K m ²)	1 平方km当たり		資 料
		計	男	女		世 帯	人 口	
平成 14 4	197, 954	476, 741	244, 140	232, 601	55. 75	3, 551	8, 551	総人口
15 4	202, 437	481, 900	246, 854	235, 046	〃	3, 631	8, 644	〃
16 4	207, 192	487, 670	249, 455	238, 215	〃	3, 716	8, 747	〃
17 4	210, 352	491, 366	251, 272	240, 094	〃	3, 773	8, 814	〃
18 4	214, 353	495, 639	253, 464	242, 175	〃	3, 845	8, 890	〃
19 4	219, 152	502, 107	256, 716	245, 391	〃	3, 931	9, 006	〃
20 4	223, 796	507, 350	259, 259	248, 091	〃	4, 014	9, 100	〃
21 4	228, 435	513, 000	261, 984	251, 016	〃	4, 097	9, 202	〃
22 4	231, 097	515, 779	263, 185	252, 594	〃	4, 145	9, 252	〃
23 4	233, 165	517, 315	263, 628	253, 687	〃	4, 182	9, 279	〃
24 4	261, 535	579, 308	294, 881	284, 427	61. 97	4, 220	9, 348	〃
25 4	259, 860	581, 170	295, 309	285, 861	〃	4, 193	9, 378	〃
26 4	264, 042	585, 503	297, 343	288, 160	〃	4, 260	9, 448	〃
27 4	268, 367	590, 209	299, 799	290, 410	61. 95	4, 332	9, 527	〃
28 4	272, 472	593, 485	301, 285	292, 200	〃	4, 398	9, 580	〃
29 4	276, 461	596, 505	302, 811	293, 694	〃	4, 463	9, 629	〃
30 4	281, 681	601, 055	304, 895	296, 160	〃	4, 547	9, 702	〃
31 4	286, 887	604, 675	306, 593	298, 082	〃	4, 631	9, 761	〃
令和 2 年 4 月	292, 000	608, 390	308, 513	299, 877	〃	4, 713	9, 821	〃
3 4	295, 489	607, 750	308, 107	299, 643	〃	4, 770	9, 810	〃
4 4	296, 539	605, 067	306, 129	298, 938	〃	4, 787	9, 767	〃
5 4	299, 580	604, 894	306, 016	298, 878	〃	4, 835	9, 764	〃
6 4	304, 393	607, 279	307, 456	299, 823	〃	4, 913	9, 802	〃
7 4	308, 606	607, 943	308, 194	299, 749	〃	4, 981	9, 813	〃

※平成 23 年 10 月、旧鳩ヶ谷市と合併した。

※「住民基本台帳法」の一部改正および「外国人登録法」の廃止に伴い、平成 24 年 7 月 9 日から、外国人住民は住民基本台帳の適用対象となった。また、2 世帯分として集計されていた、日本人と外国人から構成される「複数国籍世帯」が 1 世帯として整理されたこと、および短期滞在者など住民基本台帳の登録要件を満たさない外国人住民の登録が削除されたことにより、世帯数が大幅に減少した。

※平成 26 年 10 月、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」により面積が変更となった。

2 川口市の廃棄物行政の沿革

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
明治 33. 3	汚物掃除法制定公布		
4	汚物掃除法施行		
昭和 5. 5	汚物掃除法の一部改正 (し尿処理・処分は市町村の義務となる)		
8. 5	川口市衛生組合設立 (市庶務課内)		金山町に公衆便所設置
12.			
13. 3	厚生課衛生係に川口市衛生組合を移管		
10		青木清掃工場竣工 (固定炉 17.5 t / 日 1 号炉)	
15.			川口神社裏公衆便所設置
21. 5	衛生係は衛生課として独立 (保健防疫および清掃の 2 係)		
22. 5	衛生行政の一部が警察行政から移管		
7			銀座マーケット公衆便所設置
8	保健、防疫を分離し清掃を加えて 3 係となる		
23. 3			栄町 3 丁目、大踏切前公衆便所 設置
8	川口市衛生組合解散		
9	川口市清掃条例を制定		
24. 3			川口駅前公衆便所設置
26. 4		ごみ箱収集から各戸収集に変更、週 1 回 の手引車収集を実施し一定の場所から自 動車運搬	
28.			し尿処理施設について国庫補助 開始
29. 7	清掃法施行 (汚物掃除法廃止)		
10		箱型手引車からリヤカー・籐籠による作業 に切り替え	
30. 6		ごみ搬出用自動車購入	し尿車購入
31. 6		厨芥処理車購入、本町 1・3・4 丁目、 金山町の 4 地区をモデルケースとして 6 月 26 日から作業開始。この 4 地区を厨 芥と雑芥に区別して処理を実施	
32. 6		青木清掃工場拡張竣工 (固定炉 17.5 t / 日 2 号炉)	
8		バケット式ダンプカー購入 (県内初)	
33. 12		青木 1・3 丁目、飯塚 1・2 丁目、仲町 1 丁目、錦町を普通ごみと厨芥に区別し て収集	
34. 4		全国都市清掃会議評議員に就任	
35. 5			汚物取扱業許可
11			汲み取り地区を区分して収集
36. 4		犬・猫の霊を弔う供養塔を設置 (青木 2 丁目ごみ焼却場)	
6		回収車を 2 台購入し、オルゴール呼びか け収集実施	
38. 7			栄町 3 丁目、大踏切前公衆便所 撤去
8	川口市部課設置条例が施行され民生部清掃課 (清掃第 1 係、清掃第 2 係) となる		
39. 4			汲み取り地区を指定
6		青木清掃工場固定炉 1 号炉を廃止し、デ ュッセルドルフ式ストーカー炉 (全連 式・150 t / 日) の 1 号炉設置	
9			川口神社裏公衆便所改築
40. 3			金山町公衆便所撤去、川口駅前 公衆便所改築
41. 3		一部夜間作業を実施	
42. 4	民生部清掃課を民生部清掃事務所に改める (清掃第 1 係、 清掃第 2 係)		
昭和 42. 8	清掃施設整備緊急措置法公布	芝地区の一部で、試験的にダストボック ス車収集を開始	

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
昭和 44. 4	管理課を新設し清掃第 1 係、清掃第 2 係、管理係の 3 係となる		
11		青木清掃工場固定炉 2 号炉を廃止し、全連式 150 t / 日の 2 号炉設置	
45. 3	青木環境センター 厚生福祉施設（青南会館）完成		
4	衛生部を新設し、清掃事務所を環境整備課に改め、清掃第 1 係、清掃第 2 係を業務第 1 係、業務第 2 係に改める		都市計画課より西川口駅前広場（西口）公衆便所維持管理の移管を受ける
7			銀座マーケット公衆便所撤去
8			
12	廃棄物の処理および清掃に関する法律制定公布		
46. 4	環境整備課に施設係を新設		
5		ダストボックス対象地域 52%完了	
9	廃棄物の処理および清掃に関する法律施行（清掃法廃止）		
12	川口市清掃条例廃止		
47. 1	川口市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行		
4		一般廃棄物処理業（許可）制定	浄化槽清掃業（許可）制定 し尿処理施設 100kℓ/日新設（嫌気性処理） 運転管理委託開始
6	廃棄物処理施設整備緊急措置法公布		
8	環境整備課を 2 課に分離、環境管理課に管理係、指導係、環境業務課に収集係、機械係、施設第 1 係、施設第 2 係と改める		
9		青木清掃工場に環境管理事務所落成	
12		清掃車第 2 車庫完成	
48. 3			し尿処理場内にし尿車庫完成
4		ごみ追放運動開始 側溝ごみ収集実施（保健衛生課が担当） 一般ごみステーション収集開始（青木町 4 丁目、鶴ヶ丸町会） 青木清掃工場に電気集塵器 2 基完成 戸塚清掃工場建設工事開始	
7			
8			
10			
49. 6	川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例制定		
7	川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例施行		
9			浸水時の応急汲み取り対策と料金の基準制定
50. 3		粗大ごみ処理施設完成	
4	環境業務課に施設第 3 係を新設	粗大ごみの定期収集実施（年 2 回）町会単位	し尿処理事業助成金制度実施 し尿応急汲み取り助成金制度実施
5		呼掛け収集地区のうち 83%をステーション方式に切り替え	
10	環境業務課の収集係を収集第 1 係、収集第 2 係、収集第 3 係、収集第 4 係に分離		
51. 3		環境整備センター（戸塚清掃工場および付属施設）完成（焼却能力 150 t × 24 h × 2 基） 家庭系一般ごみの収集運搬業務を一部委託 環境整備センター稼動に伴い青木清掃工場一時休止	直営の市有公共施設の汲み取り委託開始
4	環境整備センター課新設 環境管理課管理係を庶務係に改め、環境業務課に環境業務係を新設し収集第 4 係、施設第 1 係、施設第 2 係、施設第 3 係を廃止し、環境整備センターに施設管理係、機械操作係、処理係を設置		
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正公布		
10		環境整備センター職員住宅完成	
12		厚生会館、熱帯温室完成	
昭和 52. 3	川口市厚生会館設置及び管理条例制定 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の命令（共同命令）公布		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
昭和 53. 4	川口市厚生会館設置及び管理条例施行 環境管理課、環境業務課、環境整備センターを統合し、環境整備センター環境管理課、環境業務課に改め、環境整備センター課を廃止し施設管理係と機械操作係を環境管理課に統合し、処理係を環境業務課に統合		
10		青木清掃工場焼却再開 資源回収（モデル地区）運動開始	
54. 4		粗大ごみ収集体制変更（年3回、軒先収集） 集団資源回収運動全域実施	公衆便所清掃を委託開始
8		びん、かん回収ステーション50カ所を設け、テスト収集開始	
55. 1			し尿処理施設100kℓ/日新設（好気性処理）
4		びん、かん収集を市内全域実施	
56. 4		粗大ごみ年4回収集を実施	
6	広域臨海環境整備センター法公布		
57. 4	衛生部から環境部に名称変更		海洋投入を開始
6			
10		リサイクルセンター操業開始	
58. 5		びん、かん回収団体事業推進協力団体交付金制度開始	
59. 3			脱臭設備完成 直営収集（朝日2・3丁目） 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱制定 川口市し尿収集脱臭機器設置費助成金制度実施
4		ステーション監視員設置	
8			
60. 7		廃乾電池回収実施 焼却灰の処分委託実施	
10	浄化槽法全面施行		
61. 4	廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律公布	小動物の処分委託実施 グリーンセンター内に空き缶回収機を設置し、デポジット作戦開始	
7			
8	戸塚清掃工場増設工事事務所新設		
62. 6		戸塚清掃工場西棟増設工事開始	
63. 3			新郷交通広場公衆便所設置 東川口駅北口公衆便所設置
4		戸塚清掃工場ごみクレーン運転委託開始 側溝ごみを委託から直営に変更 粗大ごみ収集を全面委託する びん、かん収集を一部委託	
10			
平成 元. 4			直営地区を委託 川口神社裏公衆便所改築 川口市家庭雑排水吸込み下水施設の掘替え工事助成金要綱廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水施設工事助成金制度実施
2. 1		戸塚清掃工場西棟150t/日4号炉竣工	
3	戸塚清掃工場増設事務所解散	一般廃棄物処理基本計画（第1次・ごみ処理）策定	
4	環境整備センター組織を廃止し環境管理課、環境業務課、戸塚清掃工場、青木清掃工場、領家処理場の5課体制となる		
11			東川口駅南口公衆便所設置
3. 1		ごみ減量キャンペーン（リサイクリング川口）の展開	
3. 4	戸塚清掃工場、青木清掃工場および領家処理場をそれぞれ戸塚環境センター、青木環境センターおよび領家衛生センターに名称変更する 再生資源の利用の促進に関する法律公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布 再生資源の利用の促進に関する法律施行	紙バック拠点収集と有害ごみ（蛍光管、水銀式体温計）ステーション収集開始	合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度実施 西川口駅西口公衆便所改築
4. 3			一般廃棄物処理基本計画（第1次・生活排水処理）策定
4. 4		生ごみ処理容器購入費補助金制度実施	

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し り
平成 4. 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行		
5. 1		金属類収集を実施（缶詰の缶は「かん」から「金属類」に変更）	領家衛生センター事務所移転
		一般ごみ、有害ごみの祝日収集を実施	
		一般廃棄物処理基本計画（第2次・ごみ処理編）策定	
		第1次ごみ減量化行動計画策定	
4	環境管理課減量推進係を設置、環境管理課管理係、計画係、減量推進係の3係体制となる		
6		一般ごみ、有害ごみの収集地区割の全面変更	
11		クリーンリサイクルタウン選定	
6. 2		ペットボトル、繊維類モデル収集の実施	
3		戸塚環境センター西棟 150 t / 日 3 号炉竣工	
4	朝日環境センター建設室新設		
7		ペットボトル、繊維類収集も全域で実施	海洋投入を終了 川口市し尿収集車脱臭機器設置 費助成金交付要綱の廃止 川口市家庭雑排水吸込み下水設置工事費の助成金交付要綱の廃止
7. 1		フロンガス試験回収開始	
2		クリーン推進員制度実施	
		事業系一般ごみの黄色半透明袋実施	
4	公害課を環境保全課に名称変更する	家庭系一般ごみの無色透明、白色半透明袋実施	
6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定公布		
7	川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例廃止 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例廃止 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行 川口市廃棄物対策審議会設置 川口市エコリサイクル推進委員会設置		
10		エコリサイクル推進事業所登録制度開始	
11		カレット粉砕設備導入	
8. 4		生ごみ処理容器等購入費補助金制度実施 （補助金額を従来の 4,000 円/基を補助金額の半額、ただし上限を 50,000 円に変更）	
6		第1期分別収集計画策定	一般廃棄物処理基本計画（第2次・生活排水処理編）を策定
9. 3		一般廃棄物処理基本計画（第3次・ごみ処理編）策定 第2次ごみ減量化行動計画策定	
4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定施行		
12			
10. 4	環境管理課を2課に分離および朝日環境センター建設室を廃止し、環境企画課、環境対策課を設置する 環境業務課を収集業務課に名称変更する		
5	特定家庭用機器再商品化法制定（6月公布）		
6	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る維持管理の記録及び閲覧の手続きに関する要綱制定		
9	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行		
10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定		
11. 3			
4	川口市環境基本条例施行 環境企画課を分離し、朝日環境センター建設室を再設置 環境企画課内に環境マネジメントシステム担当を設置		第2期分別収集計画策定 仮称朝日環境センターごみ焼却処理施設建設工
6			
8			
9	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例制定		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 11. 12		仮称朝日環境センターリサイクルプラザ 棟建設着工	
12. 2	ISO14001 規格認証登録 (本庁舎・分庁舎・第2庁舎)		
3		生ごみ処理容器等購入費補助金の交付資 格変更 (助成対象を1世帯2基から1基 に変更)	
4	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例施行		
5	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 律完全施行		
6	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定公布		
7	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定公 布		
8	循環型社会形成推進基本法制定公布・施行		
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正公布		
10	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定公布		
11	再生資源の利用の促進に関する法律改正 (資源の有効な利 用の促進に関する法律に名称変更) 公布、施行		
12		川口市まち美化促進プログラムに基づく 環境美化活動実施の合意締結	
13. 1	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正公布		
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正施行	鳩ヶ谷市の事業系可燃ごみの中間処理受 託開始	
3	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行	第1回全市一斉クリーンタウン作戦開催	
4	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律施行	天然ガス塵芥車導入	
5	川口市環境基本計画策定		
6	特定家庭用機器再商品化法施行	粗大ごみ処理 (収集運搬) 有料化開始	
7	資源の有効な利用の促進に関する法律改正施行	鳩ヶ谷市の可燃ごみ全般の中間処理受託 開始	
8	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行		
9	収集業務課、収集第1係を廃止し、収集第2係を収集係に 変更		
10	改正浄化槽法施行		
11	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行		
12		カレット粉砕設備廃止	
14. 2	川口市地球温暖化対策実行計画策定 (川口市エコオフィスづくり行動計画)		
3		一般廃棄物処理基本計画 (第4次・ごみ 処理編) 策定	
4	環境企画課、環境対策課の2課を廃止し、環境総務課、廃 棄物対策課を設置		
5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律完全施行		
6		第3期分別収集計画策定	
7		新分別収集に係るモデル収集 (10地 区) 開始	
8			
9			西川口駅西口公衆便所廃止
11	朝日環境センター、リサイクルプラザ設置	朝日環境センター、リサイクルプラザ竣 工	
12	鳩ヶ谷市・川口市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に 関する協議書締結	青木環境センターを廃止 戸塚環境センター東棟休止	
13	朝日環境センター建設室、青木環境センター廃止	新分別収集 (4分別11品目) 開始	
14	リサイクルプラザ供用開始	鳩ヶ谷市より可燃ごみ処理の事務を受託 (可燃ごみの広域処理開始)	
15. 4	資源の有効利用の促進に関する法律に基づく環境省令一部 改正 (家庭系パソコンリサイクル)	資源物の新分別収集全城開始	
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正	びん・飲料かんのカゴによる回収を終了 し、無色透明袋による収集を実施	
6		プラスチック製容器包装の収集回数を2 回/月から毎週水曜日に変更	
12	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正	粗大ごみのインターネット受付開始 インターネットによるステーション検索 システム稼動	
16. 3	ISO14001 規格認証登録 (戸塚環境センター・朝日環境センター)		高度処理 (凝集沈殿) 設備設置

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し り
平成 16. 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正		
11		「平成 1 6 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施	
17. 3		第 4 期分別収集計画策定	
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正	乾電池の収集方法変更、拠点収集開始	西川口駅西口公衆便所設置 合併処理浄化槽設置整備事業 補助金制度から浄化槽設置整備事業補助金制度へ名称変更
	川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行		
	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例改正施行		
6		「平成 1 6 年新潟県中越地震」に伴う川口町災害廃棄物処理支援実施	
8		「平成 1 7 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施	
12	路上喫煙禁止地区の指定（JR 川口、西川口駅周辺）		
18. 4		粗大ごみ受付業務委託実施	
6		全国ごみ不法投棄監視ウィーク実施	
11	路上喫煙禁止地区の変更（JR 川口駅東口指定地区拡大）		
19. 3	川口市地球温暖化対策地域推進計画策定	一般廃棄物処理基本計画（第 5 次・ごみ処理編）策定	
4		3 R 推進活動等助成事業開始	
6		第 5 期分別収集計画策定	
8	第二次川口市地球温暖化対策実行計画策定		
9		「平成 1 9 年台風 9 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
10	路上喫煙禁止地区の変更（川口銀座通り商店街）		
20. 3	川口市レジ袋削減会議設置	川口市災害廃棄物処理計画策定	
	川口市環境基本計画改訂	戸塚環境センター東棟を廃止	
6			鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事 開始（90kl／日から 140kl／日）（現鳩ヶ谷衛生センター）
7	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結		
11	川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定締結事業者市内店舗においてレジ袋無料配布中止の取り組み開始		
21. 3	川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議設置		
	川口市環境学習指針策定		
4	環境施設課を設置し、領家衛生センターを同課に編入	家庭ごみ収集日情報メール配信 サービス開始	
	環境総務課推進係を地球高温暖化対策係に名称変更		
8		「平成 2 1 年川口市集中豪雨」に伴う災害廃棄物処理実施	
9		旧青木環境センター焼却施設解体工事開始	
10	川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則施行	「平成 2 1 年台風 1 8 号」に伴う災害廃棄物処理実施	
22. 2	川口市・鳩ヶ谷市一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する協議書締結		
3		使用済み携帯電話モデル拠点回収開始（リサイクルプラザ 3 階）	鳩ヶ谷市し尿処理施設改修工事完了（90kl／日から 140kl／日）（現鳩ヶ谷衛生センター）
4	環境総務課環境マネジメントシステム担当を地球高温暖化対策係に統合		鳩ヶ谷市にし尿処理の事務を委託（し尿の広域処理開始） 領家衛生センター廃止
22. 6	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行	ふれあい収集開始 第 6 期分別収集計画策定	
7	路上喫煙禁止地区の変更（川口西公園）		
9		旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事開始（現鳩ヶ谷衛生センター内）	
12		戸塚環境センター西棟 3・4 号炉大規模改修工事開始 旧青木環境センター焼却施設解体工事完了	一般廃棄物処理基本計画（第 3 次・生活排水処理編）を策定
23. 3	第 2 次川口市環境基本計画策定	「東日本大震災」に伴う災害廃棄物処理実施	
4	川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例改正施行		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 23. 8		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (本庁舎・芝・新郷・神根・安行・戸塚支所)	
9	川口市地球高温化対策実行計画(区域施策編)策定	旧鳩ヶ谷市環境センター焼却施設解体工事完了(現鳩ヶ谷衛生センター内)	
10	鳩ヶ谷市と合併	鳩ヶ谷市との可燃ごみの処理に関する事務の委託を廃止	鳩ヶ谷市とのし尿処理の事務の委託を廃止
24. 2		使用済み携帯電話回収拠点拡大 (鳩ヶ谷庁舎エントランスホール)	
3		インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加	
4		塵芥車有料広告事業開始	
7	路上喫煙禁止地区の変更(JR・SR 東川口駅周辺)		
8	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布		
25. 2		戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事完了	
3		川口市一般廃棄物処理基本計画(第6次)策定	
4	路上喫煙禁止地区の変更(JR 川口駅周辺指定地区変更)		
4	地球高温化対策室設置		
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行		
5	地球高温化防止活動推進センター設置		
26. 2	ISO14001 規格認証登録 (鳩ヶ谷庁舎・鳩ヶ谷衛生センター)		
3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定		
4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行	特定処理廃棄物処分手数料の新設 第7期分別収集計画策定 剪定枝用破砕機の無料貸し出し開始 ハイブリッド塵芥車初導入	
7			
27. 2	ISO14001 規格認証登録返上		
3		川口市災害廃棄物処理計画改訂 青木収集事務所車庫(新設)完成 (太陽光発電10kW導入) 第2車庫使用終了	
4		「ごみの分け方や出し方」等についての情報を知ることが出来るWebアプリケーションを公開	
9		EVトラック実証実験(平成28年2月まで)	
12		クリーンディーゼル塵芥車初導入	
28. 2		小型家電リサイクル法認定事業者リネットジャパン株式会社と協定を締結	
3	第4次川口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定		
28. 4	地球高温化対策室を地球温暖化対策室に名称変更 地球高温化防止活動推進センターを地球温暖化防止活動推進センターに名称変更		
6		第8期分別収集計画策定	
11	災害協定の締結(収集業務課、鳩ヶ谷衛生センター)		
12		クリーンディーゼル平ボディ車初導入	
29. 3	川口市戸塚環境センター施設整備基本構想策定		旧領家衛生センター跡地(現状有姿)売却
4	廃棄物対策課より収集業務課にまち美化係移管		
10	旧青木環境センター厚生福祉施設(青南会館)解体工事完了		
30. 3	第3次川口市環境基本計画策定 川口市地球温暖化対策実行計画策定 川口市地球温暖化防止活動推進センター5ヵ年の指定期間終了	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場完成 (太陽光発電5.5kW導入)	
30. 4	組織改正(中核市移行に伴い、産業廃棄物対策課を設置) (廃棄物対策課を資源循環課に名称変更し、対策係を減量推進係に統合) (環境施設課に建設準備担当を設置)		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
平成 30. 4	川口市環境関係事務手数料条例施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び規則改正施行 川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び規則改正 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行 川口市土砂の堆積等の規制に関する条例施行 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行 川口市戸塚環境センター施設整備基本計画策定		
9	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例改正施行		
12	路上喫煙禁止地区の変更（JR・SR 東川口駅周辺）		
31. 4	組織改正（地球温暖化対策室を廃止し、環境総務課地球温暖化対策係に再編） （自然保護対策室設置） 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 路上喫煙禁止地区の変更（JR 川口駅周辺）		
令和 元. 6	川口市地球温暖化防止活動推進センターの再開	第 9 期分別収集計画策定 「令和元年東日本台風」に伴う災害廃棄物処理実施	
10			
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法改正		
2. 3		川口市一般廃棄物処理基本計画（第 7 次）策定 川口市戸塚環境センター施設整備基本設計策定	
4	組織改正（環境施設課建設準備担当を廃止し、新戸塚環境センター建設室を設置） 改正浄化槽法施行 改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行		
3. 4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行 川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則改正施行		
6	川口市路上分煙基本計画策定		
9			
10	路上喫煙禁止地区の指定（SR 川口元郷・南鳩ヶ谷駅周辺）	戸塚環境センター施設整備工事着工 「令和 3 年 10 月 7 日地震」に伴う災害廃棄物処理実施	
3. 12	川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例廃止 川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例施行規則廃止		
4. 3	川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画（改訂）策定		
4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	一般ごみ収集の委託地域を拡大	
6	第 1 0 期分別収集計画策定		
10	路上喫煙禁止地区の指定（SR 鳩ヶ谷駅・新井宿駅周辺）		
6		第 1 0 期分別収集計画策定	
5. 2		家庭系ごみ自己搬入の事前予約制を開始 戸塚収集事務所棟新設	
3	第 2 次川口市地球温暖化対策実行計画策定		
4	自然保護対策室から自然保護対策課に名称変更	家庭系ごみ自己搬入廃棄物処理手数料改定	
6. 1	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 路上喫煙禁止地区の指定（SR 戸塚安行駅）及び変更（JR 西川口駅指定地区拡大）		
3	朝日環境センター施設整備基本構想策定		
4		一般ごみ収集の委託地域を拡大	
5	川口市路上分煙基本計画 2 0 2 4（改訂）策定		
12	川口市一般廃棄物の再生利用業の指定に関する規則改正施行		
7. 1		「朝日環境センター火災」に伴う外部委託処理実施	
3	環境保全課分析センター廃止		

年 月	機 構 ・ 法 令 等	ご み	し 尿
令和 7. 4	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例改正施行 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則改正施行	特定処理廃棄物処分手数料改定	